

令和 7 年地方分権改革に関する提案募集に係る提案事項（案）

2025年 4 月 企画課

<提案候補②>

宅地建物取引業免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）への決済機能付与

※重点募集テーマの（１）デジタル化に該当

1. 概要

宅地建物取引（※）免許申請等の手続が、2024年5月から「国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）」によりオンライン化され、和歌山県知事免許についても、2024年11月から同システムによりオンライン化。

※宅地建物取引（宅地や建物の売買等）を業として行うためには免許が必要。免許には大臣免許と都道府県知事免許がある。

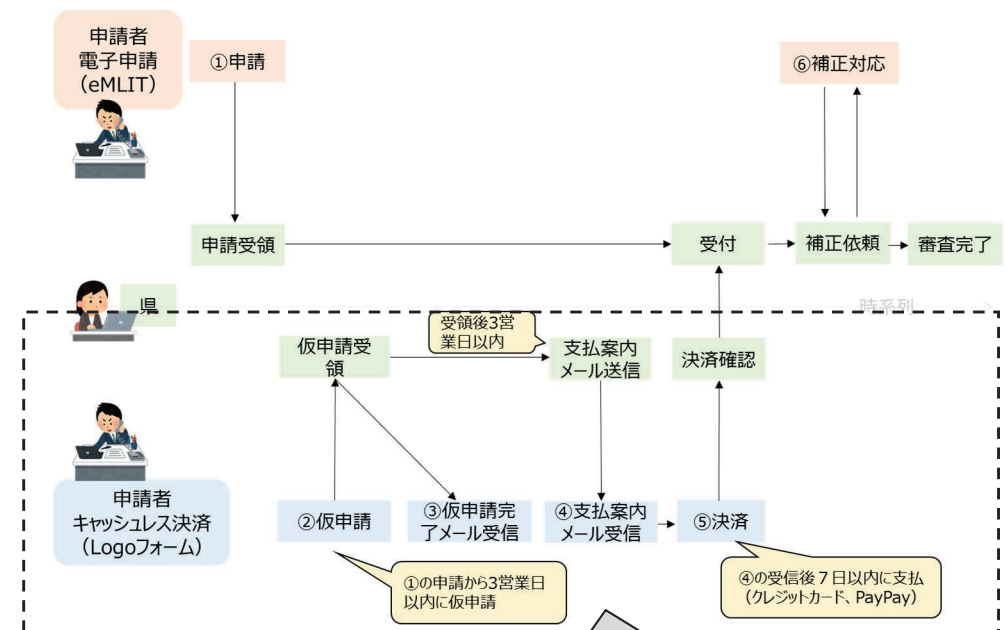
- ・各都道府県区域内のみに事務所を設置するもの：知事免許
- ・2以上の都道府県に事務所を設置するもの：大臣免許

2. 支障

➤ eMLITには決済機能がないため、申請に伴う手数料支払は、システム外で別途手続が必要。

⇒ 当県においては、eMLITへの申請後、別途、県の電子申請システムでキャッシュレス決済の申請を要するため非効率。
（申請者は2回手続要）

<利用手続イメージ>



eMLITへの決済機能の付与により、県での手続が簡略化される。

3. 提案内容

➤ 申請から手数料支払まで一気通貫で手続が完結するよう、eMLITへの決済機能の付与を求める。